

# 関西大学視聴覚教室運営規程

制定 昭和41年12月1日

(設置)

第1条 LL教室及び視聴覚施設の利用を適当とする授業に資するため、視聴覚教室を設ける。

(委員会)

第2条 視聴覚教室を適正に運営し、かつ有効に使用するため視聴覚教育運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 委員会は、次の者を委員として構成する。

- (1) 外国語教育研究機構長
- (2) 全学共通教育推進機構長
- (3) 各学部（文学部を除く。）から選出された教育職員各1名
- (4) 外国語教育研究機構から選出された教育職員3名
- (5) 文学部から選出された教育職員5名

2 委員会の委員長は、外国語教育研究機構長をもって充て、委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員が代行する。

(委員以外の者の出席)

第4条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(任期)

第5条 第3条第1項第3号から5号までに規定する委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項に規定する委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。

3 補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議事項)

第6条 委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 視聴覚教室運営に関する大綱の決定
- (2) 年間使用計画及び運営に関する事項
- (3) 授業実施計画の設定及び計画実行の推進並びに設備の維持保全に関する事項
- (4) その他運営上必要と認められる基本的事項

(委員会の招集)

第7条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し主宰する。

(事務の所管)

第8条 委員会の事務は、教務センターにおいて行う。

附 則

この規程は、昭和41年12月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年8月1日から適用する。

## 視聴覚教育運営委員会委員名簿

○印：委員長

所 属	資 格	氏 名	任 期	備 考
外国語	教 授	○宇佐見 太市	役 職 任 期 中	外国語教育研究機構長
社 会	教 授	高瀬 武典		全学共通教育推進機構長
法	助 教授	佐 立 治 人	平成18.10.1～20.9.30	学 部 ・ 機 構 選 出
文	教 授	入 子 文 子	平成18.10.1～20.9.30	
文	教 授	木 岡 伸 夫	平成18.10.1～20.9.30	
文	教 授	野 浪 嗣 生	平成18.10.1～20.9.30	
文	助 教授	藤 江 康 彦	平成18.10.1～20.9.30	
文	専任講師	笹 川 慶 子	平成18.10.1～20.9.30	
経	助 教授	古 賀 款 久	平成18.10.1～20.9.30	
商	教 授	池 島 正 興	平成18.10.1～20.9.30	
社 会	教 授	大 和 礼 子	平成18.10.1～20.9.30	
総合情報	助 教授	西 田 晃 一	平成18.10.1～20.9.30	
工	助 教授	川 崎 英 也	平成18.10.1～19.3.31	
外国語	教 授	山 根 繁	平成18.10.1～20.9.30	
外国語	助 教授	鼓 宗	平成18.10.1～20.9.30	
外国語	助 教授	柏 木 貴久子	平成18.10.1～20.9.30	